

## 平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### 第3-3 外部監査の結果：各論

##### 1 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

##### (2) 利用者預り金の管理について

#### ③結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>キ. 受領書の入手について【和陽園】（報告書 P133）</p> <p>和陽園は利用者の依頼に基づき平成27年8月27日付けで預貯金の払い戻しを実施し、同日付で払い戻し金額の全額を支払っている。ここで、預貯金の払い戻しを行った場合には、和陽園は利用者から受領書を入手することになっている。そのため、通常は利用者が8月27日付けで預貯金の払い戻しを受領した旨の受領書が作成されなければならない。しかし、9月3日付で利用者が預貯金を受領した旨の受領書となっており、受領書の信頼性に問題がある。</p> <p>預貯金の払い戻しを行った場合には、規定に基づき、その都度、本人に手渡して受領書に本人等からの署名を受けるとにされたい。</p> <p>預貯金の払い戻しを行った場合に、その都度、本人への手渡し及び署名の受取りが実務上困難である場合には、現行の要綱では当該事例に係る条文を定めていないことから、実務に応じた要綱の作成をされたい。具体的には、預貯金の払戻しを行った場合に、払戻しの都度ではなく一定期間内に確認を取る旨の規定を設定することなどが考えられる。</p>	<p>平成28年12月に、要綱の改正を行い、新たに「入金・出金依頼書」（様式5）を整備し、同年12月に制定した要領により、本人が預貯金の払戻しを受ける都度、同依頼書の確認欄に署名を行うこととした。また、同依頼書を整備したことにより、本人による受領又は署名が困難な場合に対応するため、払戻し後一定期間内の身元引受人等による受領又は署名が可能となるよう、改めた。</p>